

地域とともに歩む東和銀行

■ 地域社会の発展とともに

当行は大正6年の創立以来、地域のための銀行として地域社会の発展とともに歩んでまいりました。

当行が営業基盤とする群馬県及び埼玉県は、首都圏のベッドタウンとして、また、交通インフラに恵まれた産業・観光地帯として発展を遂げています。

当行の営業基盤

当行の営業基盤である群馬県・埼玉県は、経済の中心である東京都に隣接する地理的条件の良さも相まって、首都を取り巻く経済圏として発展を続けています。また、経済の発展とともに、当行の取引先である中小企業の皆様の経済活動も広域化しています。

当行は、群馬県・埼玉県を中心に店舗網を構築していますが、このネットワークを活かして、それぞれの地域社会の皆様の活発な経済交流を支援するとともに、豊かな暮らしづくりへのお手伝いを通じ、信頼を築き上げてまいりました。



産業と自然に育まれた地域社会と恵まれた交通ネットワーク

群馬県は日本列島のほぼ中央に位置し、美しい自然や数多くの温泉地など観光資源が豊富で、1年を通して行楽客、観光客が絶えません。産業は製造業が活発で、輸送機器、食料品、業務用機器、化学の4業種が製造品出荷額の概ね57%を占めています。

関東平野の中央に位置する埼玉県も、秩父の山々など自然に恵まれ、人口が全国で5番目に多いことを背景に商業が発達しています。

ており、工業では、輸送用機械、化学、食料品の3業種が1兆円を超す出荷額で全国有数の内陸工業県となっています。

また、当行の営業地域は、関越・上信越・東北・北関東自動車道・圏央道などの高速自動車道路網と、上越・長野・東北新幹線の高速鉄道網が整備された地域であり、首都圏と各地方を結ぶ経済・産業の要衝として、近年著しい発展を遂げています。



尾瀬



関越自動車道

■ 地域金融機関としての役割

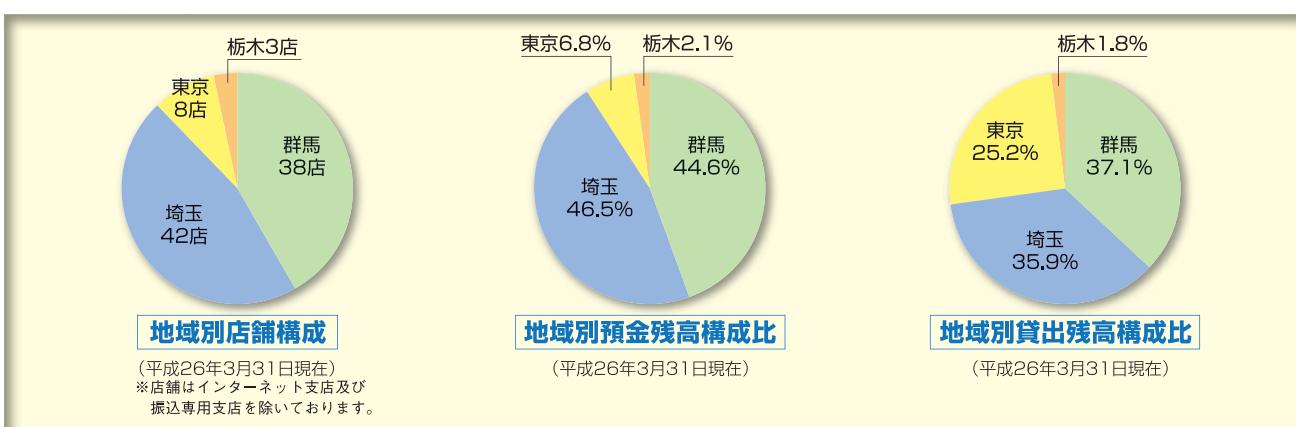
経済のグローバル化や情報通信技術の発展から、産業構造が大きく変わっていく中、その対応に迷われるケースが多くなっていると思います。当行は、こうしたお客様への適切な情報提供、専門的な立場でのアドバイスや財務面でのお手伝いを、きめ細かに行ってまいります。

また、こうした変革により新しい産業が創出されますので、次代を担う新しい産業や企業の芽を育て、地元企業や地場産業の発展に金融機能を通して貢献していくことが、私たち地域金融機関の使命と考えています。

一方、当行は誰もが暮らしやすい豊かな地域社会を作り上げ発展させていくために、地域社会の一員として、環境保護・文化事業の開催や協賛・スポーツ支援などの活動を行っています。良き企業市民として当行がなすべき活動や、行員が自主的に取り組む活動など、地域社会に根ざした活動の輪を広げています。

当行はこれからも、地道で息の長い活動を続け、地域社会とともに歩んでいきたいと考えています。

1. 地域への資金還元（信用供与）による貢献について



中小企業・個人向け貸出の推移

当行は、営業地域のお客様からお預りした大切な預金を地域の中小企業や個人の皆様への貸出に向けています。

平成26年3月末の総貸出は1兆3,025億円で、そのうち78.3%にあたる1兆196億円が中小企業及び個人の皆様への貸出となっています。



2. 地域社会貢献活動について

ボランティア活動

地域行事や各種団体活動に対して、寄付や協賛により援助を行うとともに、多くの行員が各種ボランティアとして参加しています。

ボランティア活動のうち、本部主管の平成25年度の主な活動実績は下記のとおりです。

平成25年度活動実績

①ぐんま県民マラソン	124人	ランナーの受付や記念品配布など
②献血	73人	赤十字血液センター
③尾瀬のゴミ持ち帰り運動	27人	尾瀬でのゴミ袋配布
合 計	224人	

また、ユニセフ募金や使用済切手寄付活動、障害者施設で作成されたはりえカレンダーを購入するなど、社会福祉活動も継続的に行ってています。



ユニセフ募金



はりえカレンダー

環境保護活動

尾瀬のゴミ持ち帰り運動

環境保全や森林資源保護といった観点から、尾瀬の美しい自然を守っていくために、行員の自主的な活動として「尾瀬のゴミ持ち帰り運動」を、平成2年から継続的に実施しています。尾瀬の入山者に、当行が作ったオリジナルのゴミ袋を配布しゴミの持ち帰りや自然保護を呼びかけるとともに、自らも進んで清掃活動などを行っています。



地域とのふれあい

各地での夏祭りをはじめ、地域の行事や催事などへの参加・協力を通して、地元の皆様との交流を深めています。毎年全店で1,000名以上の行員が地域の行事に参加しています。

ぐんま県民マラソン

群馬県や前橋市、高崎市、上毛新聞社が主催し、県内外のランナーに広く親しまれている「ぐんま県民マラソン」の第23回大会が、平成25年11月3日に1万人を超える参加者を集めて開催されました。当行では、第1回大会から地元企業として大会に協賛するとともに、運営スタッフとしてのボランティアや選手としてのエントリーなどによる行員の参加を通して、地域の人たちとのふれあいやコミュニケーションを深めています。



夏祭りへの参加



ぐんま県民マラソン

文化活動

地域文化の向上に貢献したいとの考え方から、文化活動を継続的に実施し、また、文化事業の共催や協賛を行っています。

TOWA県民文化講座

平成2年から、(財)群馬県教育文化事業団群馬県民会館との共催で、文化人や著名人による講演「TOWA県民文化講座」を開催しています。平成25年度は、スポーツプロデューサーの三屋裕子さんを招いて講演いただき、大盛況でした。

過去24年間で41回の開催実績があり、延べ入場者数で19,000人以上の皆様に楽しんでいただいております。



三屋裕子さん

東和よいこ劇場

子供たちが心豊かに成長することを願い、夢と感動を贈る「東和よいこ劇場」を、平成3年から開催しています。これは「おさんぽ♪さんぽテクテクテク♪♪」と、軽快な音楽にあわせて歌ったり、日本の昔話を題材にした物語などを、劇場用にアレンジした色鮮やかな影絵により幻想的な世界を創り出し子供たちに楽しんでもらうもので、お子様の情操教育に役立つと好評をいただいているます。

平成25年度は、埼玉県坂戸市の「坂戸市文化会館」で開催し、630人ものよいこたちがファンタジックな影絵劇を楽しみました。

過去22年間で40回の開催実績があり、延べ入場者数で34,000人以上の皆様に楽しんでいただいております。



東和よいこ劇場



東和よいこ劇場
第40回公演 ごちもじらふ ひづまともごどら
角笛シルエット劇場
6月15日㈯
主催 東和銀行
主催・後援 前橋市文化委員会
協賛 東和銀行
入場無料



建島哲さん

萩原朔太郎賞

前橋市と萩原朔太郎賞の会が、前橋市の市制百周年を記念して制定した萩原朔太郎賞に、平成5年の第1回から協賛しています。同賞は、日本近代詩に多大な貢献をした同市出身の詩人・萩原朔太郎の業績をたたえ、もっともすぐれた現代詩を表彰して、日本文化の発展と地域文化の向上を図ることを目的としています。

平成25年度の第21回の受賞作品は、建島哲さんの「死語のレッスン」が選ばれました。

教育・教養活動

社会貢献活動の一環として、群馬大学及び放送大学等において、頭取をはじめとする当行行員が講師を務める講義・講演を行っております。

群馬大学との連携授業

平成26年2月と3月に群馬大学社会情報学部において、金融経済にかかる連携授業を開講いたしました。4日間にわたり、当行行員延べ14名が講師を務め、金融業務に携わる実務者の立場から、金融、金利、外国為替等の講義と日本経済と財政・金融政策の経済的分析、欧州債務問題等の講義を行い、45名の学生が熱心に受講されました。

放送大学での面接授業

平成25年7月に「よくわかる金融経済」との題目で面接授業を行いました。頭取をはじめ、審査部長、国際部長、資金運用部長など講師延べ8名により、世界経済・日本経済の現状から地域金融機関の社会的役割の他、実際に金融業務に携わる現場からの視点を踏まえた講義を行いました。

放送大学での面接授業は、平成22年から開始して4年目を迎え、過去4年間に延べ500人以上の皆様が熱心に受講されております。



放送大学

3. 地域サービスによる貢献について

当行では、地域の皆様に喜んでいただけるよう多彩な商品でサポートするとともに、ATMの充実やさまざまな情報提供によるサービスにより、暮らしや経営のサポートを行っております。

情報サービス・経営サポート

●東和銀行経済研究所・リレーションシップバンキング戦略部

地域のお客様の事業経営や暮らしに役立つ調査情報の提供、専門家による税金、法律、労務、年金などの相談業務、お取引先の社員研修業務を行っております。



刊行物・調査	内容	平成25年度発行回数
経済レポート	世界・日本経済について分析・解説など	12回
税務トピックス	新税制・改正などについてタイムリーに紹介	2回
企業経営動向調査	取引先企業へのアンケートからの分析調査	4回
ボーナス支給見込調査	取引先企業へのアンケートからの分析調査	2回

相談内容	相談日	相談時間	受付窓口	平成25年度相談受付件数
税務相談	火・金曜日	9:00~17:00	リレーションシップバンキング戦略部（本店）	366件
	水曜日		リレーションシップバンキング戦略部（首都圏）	
法律相談	随時		東和銀行経済研究所（本店）	3件
労務相談	随時		東和銀行経済研究所（首都圏）	14件
年金相談	随時		東和銀行経済研究所（首都圏）	1,369件

●年金相談会

お客様の身近にある各支店の窓口で、年金の無料相談会を開催しています。

新たに年金を受給するときに必要となる裁判請求書の作成手続き、もらい忘れ年金の調査、年金受給見込額の調査、その他年金に関すること（雇用保険、健康保険等）について、専門の社会保険労務士が相談に応じております。

平成25年度開催実績

82店舗で延べ299回年金相談会を開催し、4,134人からの相談を受けました。その中で、年金に関する相談や手続きをお手伝いし、当行の口座へ1,991件の年金振込を指定していただきました。

●東和新生会

地元企業の発展に寄与できるよう、地域事業者との連携強化を図り組織化しています。

講演会及び各種セミナーの開催、インターネットサービス（略称SIS）、ビジネスレポートサービスなど、各種活動を通じて会員への情報提供やビジネス支援を行っています。これらの情報は、東和新生会ホームページ上で検索することができます。平成26年3月末の会員数は5,293社です。



平成25年度事業実績

項目	内容	実施回数	参加人数
会合	定時総会、理事会	3回	118人
本部主催セミナー	新入社員セミナー、次世代経営塾、ビジネス交流会、新春講演会など	36回	3,255人
支店主催講演会・セミナー	支店講演会、パソコンスクール、支店セミナーなど	66回	3,934人
その他事業	バスハイキングなど	1回	79人
合計		106回	7,386人

ATMの充実

当行のATMは365日無休で、原則店舗内ATMは朝8時から夜8時まで、店舗外ATMは朝9時から夜8時までご利用いただけます。ただし、一部店舗外ATMは設置先の都合等により稼働日・時間が異なります。

また、お客様の利便性の向上を目的として、新型ATMを導入しております。

新型ATMは、従来のATMと同等の機能のほかに、いっぽ



覗き見防止フィルターや後方確認ミラーを取り付けています。



いになったお通帳を新しいお通帳へ繰り越す機能があり、営業店の窓口営業終了後や休日においてもお通帳の繰り越しが可能であり、お客様の利便性を大きく改善しております。

また、ハンディホンの設置やお客様の操作速度に応じた画面の変遷や大型画面の採用、音声によるご案内などバリエリーの対応が充実しており、お客様にやさしい機能となっております。

インターネット支店及び振込専用支店を除く全91店と店舗外ATMコーナー98カ所に導入しております。

東和の新総合口座「カタクリのはな」口座をご利用のお客様は、当行のATMでの時間外手数料と他行ATMの利用手数料を、毎月の合計利用回数10回まで無料としております。

(平成26年3月31日現在)

東和銀行ネットワーク（平成26年3月31日現在）

地域	店舗	店舗外 ATMコーナー	
		うち出張所	
群馬県	38	2	65
埼玉県	42	3	26
栃木県	3	0	2
東京都	8	0	7
合計	91	5	100

東和銀行キャッシュカードでのセブン銀行ATMのご利用について

当行は平成18年4月より、セブン銀行とATMの利用提携を開始し、当行の普通預金のキャッシュカードをお持ちのお客様は、全国のセブン・イレブンやイトーヨーカドー等に設置したセブン銀行のATMが当行のATMと同様の手数料体系で、普通預金の「ご出金」と「残高照会」がご利用いただけようになりました。その後、平成19年1月より、キャッシュカードでの普通預金の「ご入金」と貯蓄預金の「ご入

金・ご出金」の取引機能を追加いたしました。

貯蓄預金のご出金は、従来の普通預金と同様に、平日日中は無料にてご利用いただけます。また、当行ATMと同様に全国のセブン銀行ATMにおいても、1年365日、毎日ご利用いただけますので、利便性が飛躍的に向上いたしました。

なお、ご利用手数料につきましては、以下のとおりとなっております。(平成26年5月31日現在)

東和銀行の
普通預金・貯蓄預金キャッシュカードは
セブン銀行でお預入れ・お引き出しができます!!



ご出金	午前0時	8時	8時45分	午後6時	9時	11時	12時
	平日	取扱なし		無料 108円(無料)		216円 (108円)	取扱なし
ご入金	平日	取扱なし		108円(無料)		216円 (108円)	取扱なし
	土・日・祝日						
残高照会	平日	取扱なし		無料		取扱なし	
	土・日・祝日						

(注) () 内は「カタクリのはな」口座をご利用のお客様の優遇手数料です。ご利用手数料の優遇は1ヶ月のATMご利用回数の合計10回までです。

ATMコーナーのご案内（平成26年5月31日現在）

<東和>のATMコーナーは、充実しております。<東和>のATMは、日曜日・祝日を含めて、原則店舗内ATMは朝8時から夜8時まで、店舗外ATMは朝9時から夜8時まで「預ける」「引き出す」「振り込む」等のお取引がご利用いただけます。ただし、一部店舗外ATMは設置先の都合等により稼働日・時間が異なります。

●<東和>のATMは定期預金がつくれます

定期預金をつくりたいけど時間がない、というお客様にも<東和>のATMなら無理なく着実にご預金が増やせます。すばやく手続きができる簡単と、ご好評をいただいております。

●<東和>のATMは手軽にお振込みができます

ATMをご利用なさると、窓口でお待ちいただくことなく、手軽にお振込みいただけます。また、窓口をご利用の場合に比べて、振込手数料もお得です。

●<東和>のATMは各種料金の払込みができます

新型ATMで、「Pay-easy (ペイジー)」対応の国庫金や税金・公共料金等の各種料金払込みサービスを取り扱っております。

●<東和>のATMは暗証番号の変更ができます

お客様に安心してキャッシュカードをご利用いただくためにATMで暗証番号を随时変更できるようにしております。

●<東和>のATMは休日でもお通帳が繰り越せます
新型ATMは全店に設置しており、いっぱいになったお通帳の繰越処理を自動で行い、新しいお通帳がその場で手にできます。

●<東和>のATMは、マルチ暗証方式のお申込みや変更ができます

お客様に安心してキャッシュカードをご利用いただくために、平成18年3月からATMでマルチ暗証方式を、隨時お申込みまたは変更できるようにしております。

振込手数料

お取り扱い	金額(1件)	ATMご利用		窓口ご利用
		カード	現金	
東和銀行宛	同一店内	3万円未満	108円	108円
		3万円以上	108円	324円
	他店宛	3万円未満	108円	108円
		3万円以上	108円	324円
他行宛		3万円未満	324円	432円
		3万円以上	324円	648円
				864円

(注) 上記手数料には消費税等8%が含まれています。

■当行ATMでの「カタクリのはな」口座からの振替による振込手数料は50円割引となります。

例 ATM振込手数料が108円の場合 108円-50円=58円

ご利用時間

	午前8時	8時45分	9時	午後2時	3時	5時	6時	7時	8時	9時
平日	お引出し	■							■	
	お預入れ									
	お振替									
	お振込*	■								
	キャッシュカード	■						■		
	残高照会									
土曜・日曜・祝日	通帳記帳									
	キャッシング	■						■		
	お引出し	■								
	お預入れ		■						■	
	お振替		■							
	お振込*	■	■							
12月31日～1月3日	キャッシュカード									
	残高照会									
1月3日～1月31日	通帳記帳									
	キャッシング		■							

■色は手数料が108円かかります。 ■色は翌営業日扱いのお振込みになります。 ■ご利用いただけません。

*店舗外ATMコーナーのご利用時間は、設置先によって異なり、土曜・日曜・祝日等にご利用いただけないコーナーもございます。

**当座預金の平日のお預入れは午後3時までです。

***店舗外ATMコーナーと、土曜・日曜・祝日及び12月31日～1月3日のお振込みは、キャッシュカードのみのお取り扱いとなります。

****節電等への対応のため、ご利用時間が変更となる場合があります。

住宅ローンの充実

当行では、「東和マイホームセンター」を営業店窓口に設置し、住宅ローンなど、住宅関連融資を中心としたローンの相談や申込受付から資金交付までの事務手続きを行っており、本店営業部、高崎支店、太田支店、熊谷支店、川越支店、岩槻支店に専門のスタッフを配置しております。

また、住宅ローンの商品性についても、お客様のニーズにあった商品内容へと見直しを図り、分かりやすく利用しやすい商品を提供しております。

今後も、相談・受付体制、商品性などについて改善を続け、これまで以上にお客様に便利にご利用いただけるよう努めてまいります。

東和マイホームセンター設置店舗（平成26年3月31日現在）

地域	設置店
群馬県	本店営業部、高崎支店、太田支店
埼玉県	川越支店、熊谷支店、岩槻支店



■ 地域密着型金融の推進に関する取組みについて

当行は、平成24年6月に策定した経営強化計画「プランフェニックスⅢ」に盛り込んだ地域密着型金融推進のための具体策を着実に実行することで、中小規模事業者等の経営支援と地域の活性化に貢献し、地域から頼られる銀行を目指して地域密着型金融の高度化に取り組んでおります。

【地域密着型金融推進計画の概要】

基本方針

地域密着型金融の推進によるお客様支援の実践

取組期間

平成24年度～平成26年度

重点取組事項

(実績については、平成24年4月から平成26年3月までの累計になります。)

1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

■創業又は新事業開拓に対する支援強化の方策

- ・創業・新事業支援向け融資制度の活用
- ※創業・新事業向け融資件数 229先

■取引先企業に対する支援強化の方策

- ・お客様支援活動によるお客様の本業支援
- ・経営改善支援先に対する経営再建計画の策定支援及び計画の進捗状況・資金繰りの管理等、業況改善に向けたサポートの実行
- ・専門コンサルタント等の紹介
- ・営業店への本部経営改善支援担当者の配置による機動的な支援や踏込んだアプローチを実施できる体制の構築
- ・行内顧客情報インフラのさらなる活用等、ビジネスマッチングに向けた取組みの強化
- ※経営相談件数 1,609先

■早期事業再生に資する方策

- ・中小企業再生支援協議会の活用や外部専門家との連携による再生支援
- ・DES、DDS等の活用による効率的でスピーディな再生への取組み
- ※早期事業再生支援件数 130先

■事業承継に対する支援強化の方策

- ・外部専門家（公認会計士、税理士、弁護士等）との連携による相続対策支援、M&A支援等
- ※事業承継支援件数 114先

■担保・保証に過度に依存しない融資促進の強化

- ・信用評価システム利用による審査時間を短縮した中小規模事業者等向け貸出審査体制の強化
- ・スコアリング商品の取組み
- ・売掛債権や棚卸資産等を担保とするABL（動産担保融資）の活用の推進
- ・オリックス(株)との提携による「BIZ-クイック」の取組みの継続・強化
- ※担保・保証に過度に依存しない融資件数 2,501先

■海外進出等支援の強化

- ・国際部によるお客様の海外進出等の相談・サポート体制を強化
- ・JICA、JBIC、JETRO等の政府系機関との連携、「海外展開一貫支援ファストパス制度」への参加
- ・交通銀行（中国）、TMB銀行（タイ）、ブノンバン商業銀行（カンボジア）、TP銀行（ベトナム）、メトロポリタン銀行（フィリピン）、ベトコム銀行（ベトナム）との業務提携
- ・東銀リース㈱、東京センチュリーリース㈱との業務提携
- ※海外進出等の情報提供 165件、海外進出支援セミナーへの開催 2回、政府系機関への紹介 12件、業務提携銀行への紹介 45件、リース会社への紹介 8件、提携コンサルへの紹介 5件、「海外展開一貫支援ファストパス制度」への紹介 3件

■成長分野に対する取組みの強化

- ・医療・介護・福祉分野の支援強化のため、医療関連チームを設置
- ・外部医療専門コンサルタントとの連携
- ※医療関連チームに専担者4名配置、新規貸出先 53先
- ・営業店副支店長による医療・介護先に特化した新規融資訪問新規融資 170件

■経営サポートの強化

- ・外部専門家による経営相談会の実施
- ※経営相談会開催実績 開催回数 43回、参加企業 155社参加

4. 経営改善支援の取組み実績

(単位：先)

	24/9期 (24/4~24/9)	25/3期 (24/10~25/3)	25/9期 (25/4~25/9)	26/3期 (25/10~26/3)		26/9期 (26/4~26/9)
	実績	実績	実績	計画	実績	計画
創業・新事業開拓支援	39	47	58	40	85	40
経営相談	267	455	413	320	474	320
早期事業再生支援	20	19	43	20	49	20
事業承継支援	33	28	29	10	24	10
担保・保証に過度に依存しない融資促進	652	638	636	450	575	450
合計（経営改善支援等取組み数）	1,011	1,187	1,179	840	1,207	840
取引先	12,369	12,682	13,057	12,400	13,424	12,500
経営改善等支援取組み率（%）（経営改善等支援取組み数／取引先）	8.17	9.36	9.03	6.77	8.99	6.72

※1. 計画及び実績は半期毎としております。

※2. 「取引先」とは、企業及び消費者ローン・住宅ローンのみの先を除く個人事業者の融資残高のある先で、政府出資主要法人、特殊法人、地方公社、大企業が保有する各種債権または動産・不動産の流動化スキームに係るSPC及び当行関連会社を含んでおります。

■中小企業の経営支援に関する取組方針

当行は、地域金融機関として中小企業の金融円滑化に対して、従来から積極的に取り組んでまいりましたが、平成21年12月「中小企業金融円滑化法」が施行されたことから、「中小企業者等に対する金融の円滑化に関する基本方針」を定め、中小企業のお客様及び住宅ローンをご利用のお客様のサポート体制を強化し、お客様の経営改善支援等に取り組んでまいりました。この取組姿勢は、平成25年3月末の中小企業金融円滑化法の期限到来後も何ら変わりはありません。

当行はこれからも、「中小企業者等に対する金融の円滑化に関する基本方針」に則り、コンサルティング機能を十分発揮することで、金融の円滑化に一層取り組んでまいります。

中小企業者等に対する金融の円滑化に関する基本方針

平成22年1月26日
株式会社 東和銀行

はじめに

当行は、これまでも「雨でも傘をさし続ける銀行」を目指して地域における円滑な資金供給と適正な金融サービスの提供に努めてまいりました。

今般、中小企業及び個人のお客さまに対する円滑な金融仲介機能の発揮を目指し、これに迅速かつ適切に取り組むために、副頭取を「金融円滑化統括責任者」としたうえで、本部に「金融円滑化推進室」を設置し、営業店は支店長を「金融円滑化責任者」とする態勢を整備いたしました。

お客さまを取り巻く環境が厳しさを増す中、お客さまへの円滑な資金供給が当行の責務であるとの認識に立ち、以下の基本方針等に基づき全行一丸となって、金融の円滑化により一層取り組んでまいります。

1. 基本方針

- (1) お客さまからのお借入条件の変更等のお申込みに対しては、ご要望を真摯におうかがいし、お客さまの立場に立って検討させていただくよう努めます。
- (2) ご返済の軽減のお申込みがあった場合には、事業についての改善、または再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、できる限りご返済負担の軽減を検討するよう努めます。
- (3) お客さまからのお借入条件の変更等のお申込みに迅速に対応するために、電話によるご相談も含め、お申込みの受付から回答までの内容を記録するとともに進捗管理を徹底してまいります。
- (4) お申込みの時点でお返済が滞っていることや、お借入条件の変更等の履歴といった形式的な事象にとらわれることなく、お申込み時点のお客さまの実際の状況をきめ細かくおうかがいし、把握したうえで検討させていただくよう努めます。
- (5) 新規のご融資やお借入条件の変更等のお申込みにあたって検討させていただくうえで必要な資料の作成やご提出を依頼する場合は、お客さまに過度の負担をおかけしないよう十分に配慮いたします。
- (6) 新規のご融資やお借入条件の変更等の検討の過程で、条件等を提示させていただく場合は、お客さまに過度のご負担とならないように十分に配慮し、可能な限り速やかに、その内容や理由等について分かりやすく誠意をもってご説明するよう努めます。
- (7) 新規のご融資やお借入条件の変更の契約にあたっては、借入金利や借入期間、返済方法などのご契約の内容について、お客さまにご納得いただけるよう、詳しく丁寧に誠意をもってご説明いたします。
- (8) 新規のご融資やお借入条件の変更等のお申込みにお応えできない場合には、お客さまのご理解をご納得いただけるように、お客さまの立場に立ち、これまでの取引経緯やお客さまの知識・経験などを踏まえ、できる限り具体的かつ丁寧な説明をおこなうよう努めます。

2. 中小企業者のお客さまへ

- (1) 経営改善計画等の作成について
 - ①お借入条件の変更等にあたっては、お客さまの業績の改善に向けて真摯にご相談させていただきます。経営改善計画を作成する場合には、当行のコンサルティング機能を発揮し積極的に支援してまいります。
 - ②経営改善計画等の作成にあたっては、作成のご意思があるものの、ご自身で作成が困難な場合などについては、お客さまと一緒に計画を作成してまいります。
 - ③策定された経営改善計画等については、お借入条件の変更等を行った後につきましても、継続的に進捗状況を確認・検証し、経営改善計画自体の見直しを助言・支援するなどきめ細かな対応をおこなってまいります。
 - ④事業再生ADR解決事業者、企業再生支援機構、中小企業再生支援協議会などの外部機関と連携し、様々な再生手法の中から最適な再生手法を活用し、お客さまの再生に取り組んでまいります。
 - ⑤事業改善への支援をおこなうための専門的な組織である本部「審査管理部企業支援室」において、事業改善支援に関する営業店の指導、監督を強化してまいります。

- (2) 他の取引金融機関との連携について

お客さまからのお借入条件の変更等のお申込みに対して、当行以外の金融機関（政府系金融機関を含む）からもお借入れがある場合には、お客さまの同意を得て、それらの金融機関と連携を図るよう努めます。

3. 住宅ローンをご利用のお客さまへ

- (1) お借入条件の変更等のお申込みにあたっては、お客さまの将来にわたる無理のないご返済が可能となるように、お客さまのご収入や財産などの状況を十分に勘案し、お客さまの立場に立って、きめ細かくご相談に応じてまいります。
- (2) お客さまからのお借入条件の変更等のお申込みに対して、当行以外の金融機関（独立行政法人住宅金融支援機構等を含む）からもお借入れがある場合には、お客さまの同意を得て、それらの金融機関と連携を図るよう努めます。

4. 金融円滑化対応を適切におこなうための態勢について

- (1) 基本方針の徹底

取締役会は金融円滑化推進室を通じて、基本方針を全役職員に周知するとともに、適宜体制の強化や見直しを図ってまいります。
- (2) お借入条件の変更等のお申込みに対する対応状況を適切に把握するための体制について
 - ①お客さまからお借入条件の変更等のお申込みがあった場合は、お客さまの現況や、ご希望されるお借入条件の変更等の内容、他行を含めたお借入れの状況等を詳しくおうかがいし、その内容を記録・保存します。
 - ②営業店の担当者及び金融円滑化窓口担当者が受けたお借入条件の変更等のお申込みや、その検討の進捗状況については隨時、金融円滑化責任者に報告します。

- ③営業店の金融円滑化責任者は、お客さまからのお借入れ条件の変更等のご相談内容が正しく記録され、進捗状況が管理されているか点検します。また、お客さまへのご回答が長期化しないよう迅速におこなわれているか金融円滑化窓口担当者並びにお客さま担当者を指導します。
- ④営業店の金融円滑化責任者は、お借入れ条件の変更等のお申込み、応諾、お断り、及び検討について進捗状況を取りまとめ、すみやかに審査部へ報告します。
- ⑤金融円滑化推進室は、取りまとめ集計した各営業店報告を取締役会等に定期的に報告します。
- ⑥取締役会等は報告の内容を検討し、必要と判断した場合は体制の見直し等を含め、金融円滑化推進室に指示します。
- (3) お借入れ条件の変更等に係る苦情相談を適切におこなうための体制について
- ①お借入れ条件の変更等に係るお客さまからの苦情相談の体制として、営業店においては「金融円滑化窓口担当者」が、本部においては「コンプライアンス統括部お客様相談センター」内に設置した「金融円滑化苦情相談窓口担当者」が、お客さまからの苦情相談に直接対応いたします。
- ②お客さまからのお借入れ条件の変更等に係る苦情相談を受け付けた場合は、金融円滑化窓口担当者が、その内容を記録・保存し、営業店の金融円滑化責任者を通じて、コンプライアンス統括部お客様相談センターに報告します。
- ③コンプライアンス統括部お客様相談センターは、お借入れ条件の変更等に係るお客さまからの苦情相談状況をすみやかに金融円滑化推進室へ報告します。金融円滑化推進室は、関連各部と協力して問題の解決に努めるとともに、営業店の金融円滑化対応責任者を通じて営業店を指導します。
- ④金融円滑化推進室は、関連各部による苦情相談事案の分析、再発防止策の検討をおこない、苦情相談内容を取締役会等に報告します。
- ⑤取締役会等は、内容を確認、検討し必要に応じて、体制の見直し等を含め金融円滑化推進室に指示します。
- (4) 中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切におこなうための体制について
- ①中小企業者のお客さまに対しては、財務内容の改善に加えて、経営の課題解決やその実現可能性に向けて、経営改善計画策定を支援してまいります。また、継続的に、中小企業のお客さまの経営改善計画の進捗状況を確認・検証し、必要に応じて経営改善計画の見直しを助言、支援いたします。
- ②事業再生ADR解決事業者、企業再生支援機構、中小企業再生支援協議会などの外部機関と連携し、様々な再生手法の中から最適な再生手法を活用し、中小企業のお客さまの再生に協力いたします。
- ③本部審査管理部内にある事業改善支援専門部署である「企業支援室」において、お客さまに対する事業改善をご支援させていただくとともに営業店の指導を強化いたします。
- ④お客さまからのご相談に対応できるよう行内研修をおこない、行員の目利き能力の向上を図ります。
- ⑤審査管理部企業支援室は活動状況を取りまとめ、金融円滑化推進室及び取締役会等に報告します。
- ⑥取締役会等は、審査管理部企業支援室の活動状況を検討し、必要に応じ金融円滑化推進室を通じて改善を指示します。

以上

金融円滑化対応を適切におこなうための組織体制

